

6 普及啓発の推進

県民一人ひとりが野生動植物の保護及びその生息・生育環境保全の重要性について考え、理解し、身近な保護活動を実践することが、野生動植物の種の保護につながるものである。

そのためには、将来を担う児童・生徒に対する環境教育をはじめ、県民・民間団体等に対する野生動植物保護の考え方や事業者への環境保全事業等への取組みの普及啓発を推進するとともに、様々な環境学習の場やプログラムの提供、さらには、それらを支える人材の育成と確保を進めていくことが大切である。

県をはじめとした行政は、野生動植物の保護や生態系の保全に関する様々な情報をこれまで以上に様々な方法で提供し、県民や事業者等が受け取りやすく、利用しやすい情報にするとともに、身近な問題として常に接することができるように整備していくことが重要である。

(1) 児童・生徒に対する環境教育

児童・生徒が自然や野生動植物とふれあう体験は、自然環境保全意識の醸成を図るうえで、極めて重要である。

学校教育の中に、「総合的な学習の時間」が設けられ、学習課題の一つとして環境が取り上げられている。その活動を推進するためには、環境教育のための場の確保、学習プログラムの開発や専門家の有する情報等の把握に配慮する必要がある。

講習会やシンポジウム、観察会、環境フェアの開催（自然や野生動植物の関心を高めるため）

教師等への環境講座の実施（知識や技術の修得のため）

博物館等の社会教育施設及び自然公園等での野外体験学習の場の整備と確保（環境教育・環境学習を体験するため）等

(2) 県民、民間団体等に対する普及啓発

国や地方自治体等が主催する野生動植物に関する調査への理解や自然観察会、林業体験、農業体験等への参加を促進するとともに、森づくりのための植林や下草刈りなどのボランティア活動のリーダーとなる人材の確保・育成を推進することにより、県民や民間団体等が各種の自然保護事業に参加しやすい環境を整えていくことも必要である。

また、動物園、総合科学博物館等の施設は、自然環境や野生動植物の知識の普及と保護の啓発に適していることから、積極的に活用してもらうことが大切である。

(3) 事業者に対する普及啓発

開発行為を行う事業者へは、野生動植物の保護や自然環境の保全を適正に行うための普及啓発を行うとともに、事業における自然保護対策の手法・技術についての情報を提供し、事業者自身による野生動植物保護の検討が行われやすい環境を整備しておくことが必要である。

そのためには、事業者向けパンフレットの作成・配布や講習会等により、事業者に野生動植物の保護と自然環境の保全に努めるよう啓発することが重要である。

また、工場や事務所等の中には、敷地内などに良好な自然環境を保有している場合がある。特に都市部におけるこれらの場所は、野生動植物の生息・生育環境として、今後重要な役割を果たすものと考えられることから、事業者への環境保全事業への取組みの普及啓発が重要である。